

令和3年2月5日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会会長  
矢野 一 彌

## 令和3年2月～3月善隣協会活動方針のお知らせ

すでに皆様ご承知の通り、政府はコロナ禍による徹底した外出自粛を内容とした「緊急事態宣言」を、3月7日まで延長いたしました。これを受けて、当協会は本日常務会並びに理事会の承認のもとに3月7日まで協会活動を継続して休止することになりましたので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆内容：令和3年3月7日まで善隣協会の活動を休止します。

- (1) 3月7日までの期間に予定していたオンライン講演会、各委員会・理事会等は「安全第一」の観点から、残念ながら中止することにいたします。  
(協会7階談話室は、この期間は閉鎖いたします)
- (2) 理事会は、3月18日：事業計画と予算、4月15日：決算の決議を予定します。
- (3) 「善隣」誌については、3月号は中止して、4月号についても発行可否の検討を行います。
- (4) 本日、テナント各社様には上記内容をお知らせいたしました。
- (5) 常務会及び事務局は、自宅勤務の他、必要に応じて限定時間出勤をいたします。

◆その他

・政府によると、場合によっては前倒しで「緊急事態宣言」の中止もあり得ると発表しています。そのような事態になれば、当協会も臨機応変に対応したいと考えております。

・本日のお知らせは、非会員の方や当会館のテナント各社様のことも考慮し、皆様へのご協力をお願いするものです。

・最近の状況として、新規感染者の減少傾向が報道されておりますが、一方で病院の逼迫状況も伝えられており、万が一陽性となっても入院する病院が見つからないという事態も起きています。会員各位におかれましては、この第3波を警戒しつつ、健康面、安全面を第一にお考えいただき、くれぐれも体調管理にご自愛ください。

以上